

JST 大学発新産業創出基金事業

スタートアップ・エコシステム共創プログラム

スタートアップ創出プログラム

HSFC（エイチフォース） - GAP ファンド

2025 年度 公募要領（ステップ 1）

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| エントリー期間 | 2025年4月1日（火）～5月29日（木）正午 |
| 公 募 期 間 | 2025年6月2日（月）～7月10日（木）正午 |

2025 年 6 月（改訂版）



北海道未来創造スタートアップ育成相互支援ネットワーク

Hokkaido Startup Future Creation Development by Mutual Support Networks  
(HSFC : エイチフォース)

## 公募概要

本公募要領は、北海道未来創造スタートアップ育成相互支援ネットワーク（以下、「HSFC」という。）が募集するスタートアップ創出プログラム「HSFC-GAP ファンド」（以下、「本プログラム」という。）について記載しています。本プログラムの公募は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）が実施する大学発新産業創出基金事業を委託され HSFC が募集を行うものです。

### I 趣旨・目的

本プログラムでは、HSFC の主幹機関および共同機関である大学の研究成果の起業による事業化を支援します。

研究成果と事業化の間のギャップを埋めるため、事業化に向けて達成すべきマイルストン（研究開発および事業化に向けて節目となる中間目標）を設定し、ビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、仮説検証のためのデータ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための資金（GAP ファンド）をはじめ、採択された研究開発課題に対しては、支援終了後の研究シーズを基にした起業に向けて、実施期間中、伴走型支援、起業にあたって必要となる資本戦略、事業戦略、知財戦略等の講習および Demo Day 等においてベンチャーキャピタル（以下、「VC」という）や事業会社とのマッチングの機会を提供します。

### II 北海道未来創造スタートアップ育成相互支援ネットワーク（HSFC）

HSFC は、北海道内に広域に点在する大学・高専など複数の関係機関からなる大学等発研究開発型スタートアップ創出のためのプラットフォームです。北海道にある多様な研究シーズをもとに、地域に新しい産業を創出することを目指し、ネットワークを強化・推進しています（下図のように、主幹機関、共同機関、協力機関からなります）。HSFC では、本公募「HSFC-GAP ファンド」による大学発スタートアップ創出支援のほか、「起業活動支援プログラムの運営」、「起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成」、「起業環境の整備」、「プラットフォーム内外のエコシステムの形成」に取組んでいます。

### III HSFC の主幹機関および共同・協力機関



# 目次

|  |    |
|--|----|
| <b>1. 大学発新産業創出基金事業（JST 基金事業）について</b>             | 5  |
| 1.1. JST 基金事業の目標                                 | 5  |
| 1.2. JST 基金事業の目指す姿                               | 5  |
| 1.3. JST 基金事業の特徴                                 | 5  |
| 1.3.1. JST 基金事業が想定する起業に向けたステップとマイルストン設定          | 5  |
| 1.3.2. ビジネスからのバックキャストによる課題推進                     | 7  |
| 1.4. 本公司要領での主な用語                                 | 7  |
| <b>2. 応募の要件及び研究開発課題の内容</b>                       | 7  |
| 2.1. 募集の概要                                       | 7  |
| 2.2. 募集の詳細 ステップごとに募集を行います。※ 赤太枠の部分（ステップ 1）が今回の公募 | 8  |
| 2.3. 応募の要件                                       | 9  |
| 2.3.1. ステップ 1 の対象となる研究開発課題の要件                    | 9  |
| 2.3.2. 研究代表者の要件                                  | 10 |
| 2.4. 研究代表者の重複応募の制限                               | 10 |
| 2.4.1. 重複応募の対象となるファンド                            | 11 |
| 2.5. 研究開発課題における共同研究                              | 12 |
| 2.6. 個人情報等の取扱い                                   | 12 |
| 2.7. ダイバーシティ                                     | 12 |
| 2.8. 応募方法・選考                                     | 12 |
| 2.8.1. 提出書類（申請書様式）                               | 12 |
| 2.8.2. 申請書類作成時の注意事項                              | 13 |
| 2.8.3. 様式 2 「研究開発費（資金計画書）」の記載について                | 13 |
| 2.9. 達成目標とマイルストン設定について                           | 13 |
| 2.10. 応募の手続きおよび提出方法                              | 14 |
| 2.10.1. 申請前                                      | 14 |
| 2.10.2. 応募の手続きおよび提出方法                            | 14 |
| 2.11. 研究開発課題の審査・選考方法                             | 14 |
| 2.11.1. 評価の観点                                    | 14 |
| 2.11.2. 二次審査（ヒアリング審査）                            | 15 |
| 2.11.3. 最終審査（参画機関による意思決定）                        | 15 |
| 2.11.4. 採択の決定・通知                                 | 15 |
| 2.11.5. 募集期間・選考スケジュール                            | 15 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| <b>3. 採択後の研究開発課題の推進などについて</b>   | 16 |
| <b>3.1. 研究計画書等の作成</b>           | 16 |
| <b>3.2. 研究開発課題の推進</b>           | 16 |
| <b>3.2.1. 研究代表者の主な役割</b>        | 16 |
| <b>3.3. HSFCによる伴走支援の実施</b>      | 16 |
| <b>3.4. マイルストン評価</b>            | 16 |
| <b>3.5. 成果報告会等</b>              | 16 |
| <b>3.6. 起業の報告</b>               | 16 |
| <b>3.7. 研究開発費の執行</b>            | 17 |
| <b>3.7.1. 研究開発費として認められる資金使途</b> | 17 |
| <b>3.7.2. 特許関連経費について</b>        | 17 |
| <b>4. 本申請に係る問合せ先</b>            | 17 |

## 1. 大学発新産業創出基金事業（JST 基金事業）について

JST 基金事業は、政府のスタートアップ育成 5か年計画等を踏まえ、我が国における大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発スタートアップ創出支援等の実施を可能とする環境の形成を推進するものです。

### 1.1. JST 基金事業の目標

本基金事業は、スタートアップ育成 5か年計画等を踏まえ、スタートアップの成長促進に関する施策を担う関係機関と連携しつつ、本公募を含む各種事業の推進を通じて、以下の目標の達成を目指すものです。

- ① 社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する、大学等のアカデミアから生まれるスタートアップ（以下、「大学等発 SU」）の創出を、質・量ともに格段に充実させること。
- ② 大学等発 SU の継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムの仕組みを全国に形成すること。

### 1.2. JST 基金事業の目指す姿

基金事業に携わる者の間において、「基金事業の目標」が達成された姿として、以下に掲げる状態を創出することを目指します。

- ① 大学等発 SU が創出する革新的な新製品または新サービスにより、社会課題が解決されて新たな価値が生まれ、我が国を含め国際社会全体の暮らしが豊かになる。
- ② 大学等発 SU の事業成長により、我が国の雇用創出とともに経済成長が実現する。
- ③ 社会・経済に価値をもたらす大学等発 SU の成功事例を積み重ねることで、より多くの人材が大学等発 SU の創出・育成を志す。

### 1.3. JST 基金事業の特徴

#### 1.3.1. JST 基金事業が想定する起業に向けたステップとマイルストン設定

スタートアップの創出を目指した研究開発は、新しい現象の発見等を目指す基礎研究とは異なり、スタートアップの設立に向けた事業化の観点からの研究開発が必要になり、さらに研究開発だけではなく、事業開発も必要となります。基金事業では、基礎研究の成果からスタートアップ創出に至るまでの事業開発と研究開発を 2つのステップに分けて考えています（参照：P6 図）。

ステップ 1（応用研究）は、基礎研究の成果を商業的な可能性が評価できる段階まで引き上げる段階、ステップ 2（概念実証・スタートアップ組成）は、ビジネスとしての可能性の評価や実証（PoC）からスタートアップ組成に向けて PoC を継続的に実施して、実際に起業に至るまでの段階です。

さらに HSFC では、「ユニコーン志向型 SU（スタートアップ）創出プログラム」「ゼブラ志向型 SU（スタートアップ）創出プログラム」の 2つのプログラムを設定しています。「ユニコーン志向型 SU 創出プログラム」は、「ユニコーン企業<sup>※1</sup>」のような企業価値が高く評価され EXIT 等を目指すスタートアップの起業を志向する研究者等のためのプログラムです。ステップ 1、ステップ 2 の 2つの応募枠を設定しています。一方で「ゼブラ志向型 SU（スタートアップ）創出プログラム」は、事業の急成長・急拡大を目指した一般的なスタートアップではなく、「ゼブラ企業<sup>※2</sup>」のように社会課題解決と経済成長の

両立を目指し地域社会への研究成果の還元と持続的な成長を志向する研究開発型ゼブラ企業の起業を志向する研究者等のためのプログラムです。ステップ1とステップ2の2つの応募枠を設定しています。

※1：**ユニコーン企業**：一般的には、自社のテクノロジーを活かして急成長や株式市場への上場などを目指す企業であり、評価額が10億ドル以上、かつ設立10年以内の未上場ベンチャー企業のことを指すと言われています。

※2：**ゼブラ企業**：2017年にアメリカの女性社会起業家らが提唱した概念。時価総額を重視するユニコーン企業と対比させて、社会課題解決と経済成長の両立を目指す起業を、白黒模様、群れで行動するゼブラ（シマウマ）に例えて命名。近年、日本でも注目を集めしており、その特性に応じたインパクト投融資が行われて潜在力を発揮することで、地域課題の解決につながる可能性がある（出典：2024年経済産業省資料「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」から抜粋）

また、スタートアップの創出を目指した事業開発や研究開発では、基礎研究の成果と事業化のギャップを埋めるために、ステップ毎に事業化に向けて達成すべき事業化マイルストン（節目となる中間目標）および研究開発マイルストンを設定したうえで、各ステップにおいてマイルストンの達成状況を評価し、次のステップに進むかどうかを判断するプロセスが重要となります。

そこで、本事業においても事業化マイルストンおよび研究開発マイルストンを設定し、それらの達成に向けて集中的に事業開発や研究開発を推進します。

各ステップにおいて実施すべき具体的な事業開発や研究開発の内容は、技術分野や起業を目指す事業分野によって大きく異なりますが、一般的には試作品開発、仮説検証のためのデータ取得（実験結果、計算結果）、ビジネスモデルの構築、知財の確保、経営チームの構築等が中心となります。

以下に各ステップの中間地点や終了時点で達成すべきマイルストン、および達成目標例を例示します（参照：図1）。

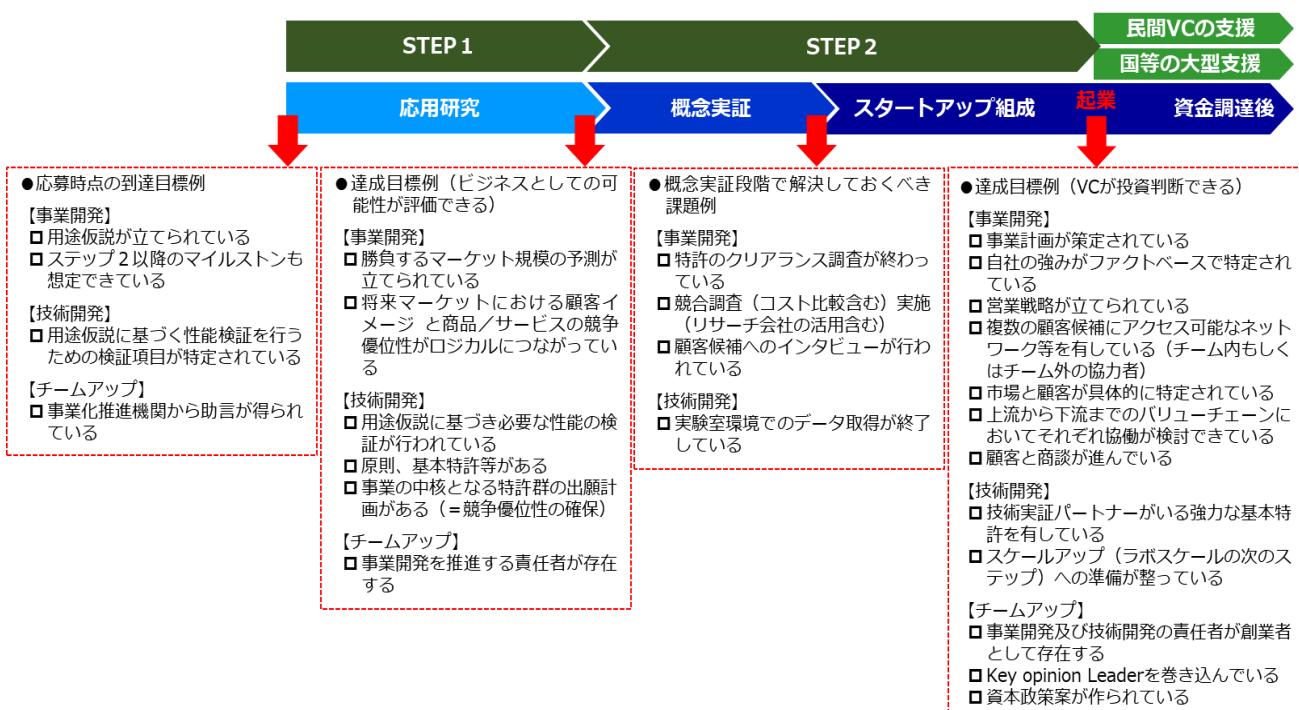


図1：各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例

### 1.3.2. ビジネスからのバックキャストによる課題推進

本公募においては、事業化に向けて、技術シーズの成熟度を高めてから知財戦略やビジネスモデルを考える技術投影モデルではなく、当初から社会課題等のニーズや市場規模・動向等を踏まえたビジネスを見定めたうえで、知財戦略と研究開発を一体的に行っていくビジネス反映モデルを検討して推進するように心掛けてください。

### 1.4. 本公募要領での主な用語

|              |   |
|--------------|---|
| スタートアップ      | 一般的には、グローバル規模での社会的・経済的インパクトを目指し、大きくスケールするビジネスを行うことを目指す企業のことを指す。特に、研究成果を活用することでそのインパクトの実現を企図するものはディープテック・スタートアップと呼ばれる。   |
| シーズ          | 事業化を目指すうえで核となる研究成果等を指す。本公募における申請に当たっては、当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましいが、特許出願中や特許を出願予定であるもの、必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能。<br>例えば、大学等の研究成果として創出された AI 技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等も対象となる。 |
| PoC          | Proof Of Concept（ブルーフ・オブ・コンセプト）の略で、日本語では「概念実証」と訳されます。新しい手法などの実現可能性を見出すために、試作開発に入る前の検証を指す言葉です。   |
| 研究開発課題       | 研究代表者が中心となり、本公募の支援を受けて事業化に向けたビジネスのプラッシュアップ、試作品製作、データ（実験結果、計算結果等）取得等を進める課題。  |
| 研究代表者        | 本公募における研究開発課題において研究開発に責任を有する研究者等。<br>申請時点において、申請の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者。   |
| 主たる<br>共同研究者 | 大学等発 SU の創出に向けて必要な研究開発の一部を担い、共同研究を実施する HSFC 内の他大学等の研究実施責任者（JST は主たる共同研究者が所属する機関と委託研究契約を締結する）。   |
| 事業化推進機関      | 研究成果の事業化に向けた事業開発に責任を有する機関（VC など）。<br>事業化に向けて必要なリソースを集め、そのリソースの活用によって事業化マイルストンの達成に必要な取り組みを推進すること等が求められる。   |
| 起業支援人材       | 本公募において、HSFC の参画大学等に所属し、起業活動支援を実施する者。具体的には、学内 URA 等の専門人材が想定され、機関内の案件発掘や、研究開発課題の進捗管理、事業化推進機関と協力した事業化推進活動等を実施する。  |
| 経営者候補人材      | 創業後のスタートアップの経営者となる前提で、研究開発課題に参画する人材。  |
| Demo Day     | 事業化に向けた研究代表者等の活動成果を発表する場（ピッチ、ブース展示等）。   |

## 2. 応募の要件及び研究開発課題の内容

### 2.1. 募集の概要

本公募では、HSFC に参画する大学等のシーズを核にして、起業による事業化を目指す研究開発課題の中で、JST 基金事業におけるステップ 1（応用研究）もしくはステップ 2（概念実証・スタートアッ

ブ組成)に入ることが適切と判断される課題が支援対象となります。基礎研究を目的とした提案や、起業よりも既存企業への技術移転を目的とした研究開発課題は本事業の支援については対象外となります。

## 2.2. 募集の詳細 ステップごとに募集を行います。※ 赤太枠の部分（ステップ 1）が今回の公募

表 1 :「ユニコーン志向型 SU 創出プログラム」(U 型) の公募枠

|               | 「ユニコーン志向型 SU 創出プログラム」(U 型)                                     |  |
|---------------|--|--|
| 定義            | 企業価値の最大化を図り、上場・M&A による Exit を志向する研究開発型ユニコーン企業の創出を目指すプログラム      |  |
|               | U 型 ステップ 1   | U 型 ステップ 2   |
| ねらい           | <b>【応用研究】</b><br>基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げることを目指す。 | <b>【概念実証】</b><br>前半ではビジネスとしての可能性の評価と実証(PoC)を行い、起業にあたりクリアすべき課題の解決を目指す。<br><br><b>【スタートアップ組成】</b><br>後半では概念実証の取組に加え、大学等発 SU の組成と VC が投資判断できるレベルに向けて、PoC を継続して実施する。 |
| 直接経費<br>支援額上限 | 500 万円   | 6,000 万円   |
| 支援期間          | 最長 1 年間  | 最長 3 年間  |
| 採択件数          | 18 件程度   | 6 件程度  |

表 2 :「ゼブラ志向型 SU 創出プログラム」(Z 型) の公募枠

|               | 「ゼebra志向型 SU 創出プログラム」(Z 型)                                     |  |
|---------------|--|--|
| 定義            | 地域社会への研究成果の還元と持続的な成長を志向する研究開発型ゼebra企業の創出を目指すプログラム              |  |
|               | Z 型 ステップ 1   | Z 型 ステップ 2   |
| ねらい           | <b>【応用研究】</b><br>基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げることを目指す。 | <b>【概念実証】</b><br>前半ではビジネスとしての可能性の評価と実証(PoC)を行い、起業にあたりクリアすべき課題の解決を目指す。<br><br><b>【スタートアップ組成】</b><br>後半では概念実証の取組に加え、大学等発 SU の組成と VC が投資判断できるレベルに向けて、PoC を継続して実施する。 |
| 直接経費<br>支援額上限 | 300 万円   | 500 万円   |
| 支援期間          | 最長 1 年間  | 最長 1 年間  |
| 採択件数          | 6 件程度  | 3 件程度  |

※ U 型プログラムと Z 型プログラムの併願申請は出来ません。ご自身が志向する事業化の姿を検討し、適切なプログラムへの申請をお願いします。

※ 2021 年度もしくは 2022 年度に実施した HSFC の起業活動支援プログラム (GAP ファンド) に採択され

た研究開発課題は、再度支援を行うことで事業化に近づくことが見込まれることを前提に、申請可能です。  
ただし、**2022年度のGAPファンド「ビジネスチャレンジ」枠に採択された研究開発課題については、U型ステップ2のみ申請可とします。**

- ※ ステップ1からステップ2は自動的に移行するのではなく、改めてステップ2に申請して審査されます。
- ※ 採択された研究開発課題においては、中間評価（マイルストン評価会（仮称））を実施し、必要に応じて、事業の中止、研究開発費の減額、および研究開発期間の短縮が行われる場合があります。
- ※ 上表の採択件数は目安であり、該当する研究開発課題がない場合は、予定採択件数を下回る場合もあります。また、採択時に申請金額から減額して採択されることもあります。
- ※ 申請者となる研究代表者の要件は、後記「2.3. 応募の要件」をご確認ください。
- ※ 本公募では、HSFCでの課題採択後に、後述する研究開発計画書などをJSTに提出し、その内容が承認される必要があります（HSFC採択後から1か月～1.5か月後が目処）。
- ※ 実際の助成開始時期（予算執行が可能となる時期）は、課題採択後に、所属機関の受付担当部署に確認してください。

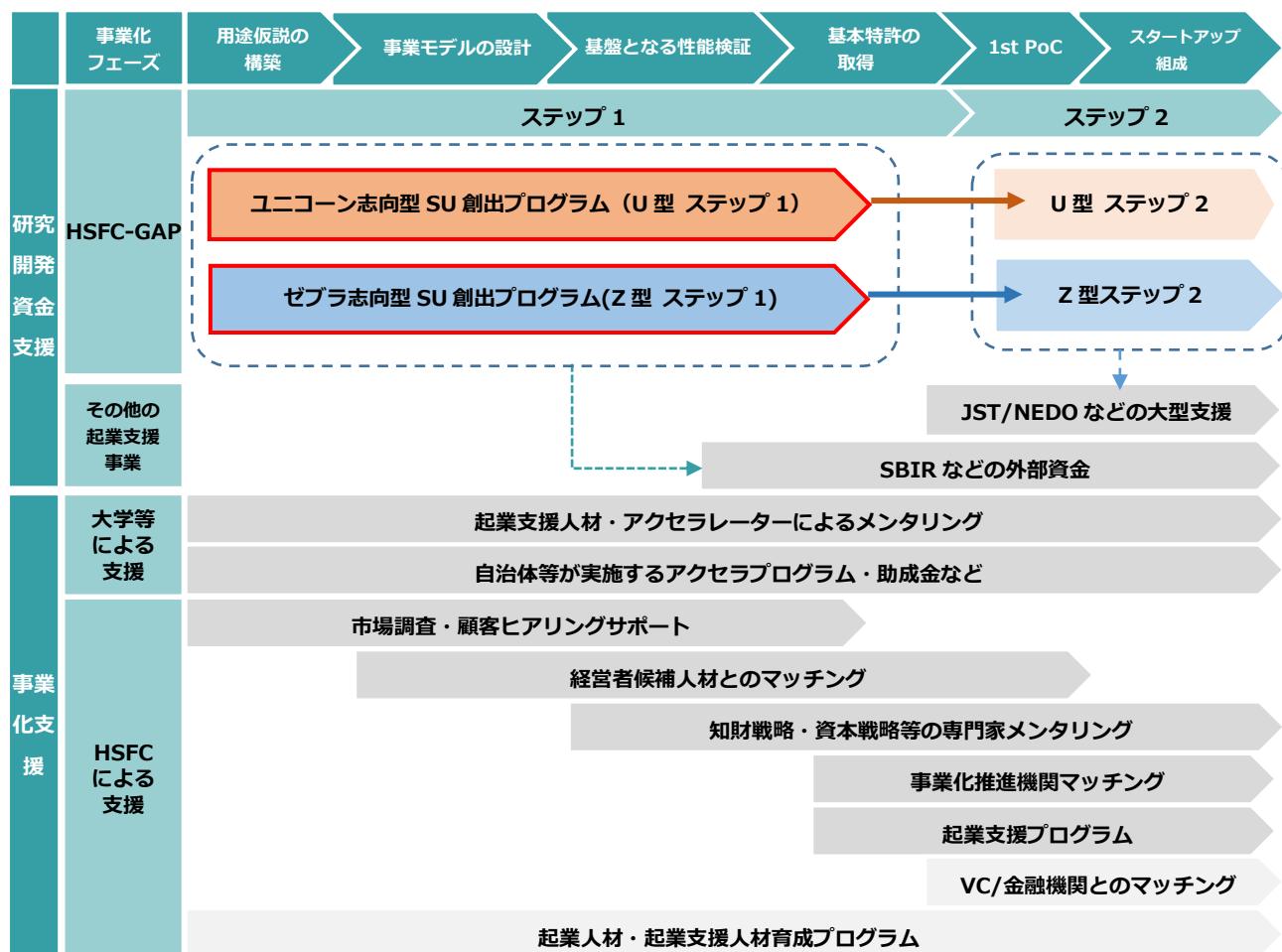


図2：各公募枠と事業進捗のイメージ

## 2.3. 応募の要件

### 2.3.1. ステップ1の対象となる研究開発課題の要件

本公募では、大学等のシーズを核にして事業化を目指す研究開発課題の中で、前述（P.8）の表におけるステップ1（応用研究）のフェーズとして適切と判断される課題が支援対象となります。

対象内容は事業化に向けて研究機関の研究成果と起業・事業化とのギャップを埋めるために行う、起業・事業化可能性の検証、ビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品開発及び仮説検証のためのデータ（実験結果、計算結果等）の取得、市場調査、知財の確保等に限ります。また、純粋な基礎研究用途や、既存及び立ち上げたスタートアップ企業のために使用することはできません。

---

### 2.3.2. 研究代表者の要件

本公募の研究代表者は、次の要件をすべて満たすこと。

- ① 応募時点、及び研究実施期間において、HSFC の主幹機関もしくは共同機関に所属する研究者または学生（修士・博士課程）であり、かつ研究開発課題の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。ただし、学部生は研究代表者になれない。また、研究実施期間を通じて代表者として責任を持って事業化に向けた研究推進ができる（研究実施期間中の研究代表者の交代はできません）。応募にあたっては当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましい。しかし、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募を排除しない。例えば、大学等の研究成果として創出された AI 技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等を対象にすることも可能。
- ② シーズを利用したスタートアップ企業の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること。
- ③ シーズについて、本公募を通じて創出されるスタートアップ企業の実施に関し、そのシーズの発明者、シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。
- ④ プラットフォーム（HSFC）が目指すスタートアップ・エコシステムの形成について、その趣旨を理解のうえ、貢献する意志を有すること（趣旨などについては本公募要領 5~7 ページを参照）。
- ⑤ 研究等のプロジェクト経費で雇用されている研究者（特任教授、特定准教授など）は、その研究等のプロジェクトに専従する必要があり、本ファンドの研究代表者になれない場合があることから、必ず所属する機関や部局の事務部門に研究代表者になれるることを確認の上で申請すること（採択後に研究代表者になれないことが分かった場合は、採択を取り消すことがあります）。

また、学生（修士・博士課程）が研究代表者となる場合は、以下⑥～⑦が条件となります。

（ステップ 2への申請は出来ません）

- ⑥ 学生の修了等に関わらず、事業化に向けて継続的な体制構築及び事業化推進を担保できること。（研究代表者の交代は不可です）
- ⑦ 学生及び指導教員が双方署名の上、「学生と所属機関の間で、研究成果として生じる知的財産権の取扱いについて取り決め、合意したこと」を確認できる確認書（別紙）を提出すること。

### 2.4. 研究代表者の重複応募の制限

同一の研究代表者は以下のうち 2 つ以上のファンドを同時に実施することはできません。また、最終年度を除き、1 つのファンドを実施しながらもう 1 つのファンドに申請することもできません。申請段階での制限はありませんが、複数のファンドに申請した場合はいずれかのファンドの採択が決定した段階で、採択が決定したファンドを実施して申請中のファンドを辞退するか、申請中のファンドの審査結果を待つために採択が決定したファンドを辞退するか選択していただきます。また、同一の

研究代表者が、本公募に複数課題を申請することはできません。

#### 2.4.1. 重複応募の対象となるファンド

##### ① 起業を目指す取組を支援する事業 ※1

| 大学発新産業創出基金事業                            | 重複制限 |
|---|------|
| ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム                | ×    |
| スタートアップ・エコシステム共創プログラム（本プログラム）内の研究開発課題   | -    |
| 起業実証支援                                  | ×    |
| 可能性検証（【起業挑戦】の提案）                        | ×    |
| 研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）           | 重複制限 |
| 起業実証支援                                  | ×    |
| ビジネスモデル検証支援                             | ×    |
| SBIR フェーズ1支援                            | ×    |
| 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題 | ×    |
| 大学・エコシステム推進型 大学推進型内の研究開発課題              | ×    |

※1 研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）および同プログラムで推進している各事業の詳細や大学発新産業創出基金事業の詳細については以下のホームページをご参照ください。

START 事業ホームページ：<https://www.jst.go.jp/start/>

大学発新産業創出基金事業ホームページ：<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/>

##### ② 技術移転を目指す取組を支援する事業 ※2

| 大学発新産業創出基金事業                  | 重複制限 |
|-------------------------------|------|
| 可能性検証（【企業等連携】の提案）             | △    |
| 研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START） | 重複制限 |
| SBIR フェーズ1支援                  | △    |

※2 SBIR フェーズ1 支援及び大学発新産業創出基金事業において「技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合」は、上記対象ファンドのうち起業を目指す他ファンドと2件同時に実施することが可能です（同一のファンドへは起業／技術移転に関わらず複数課題を申請することはできません）。ただし、両者で技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で2件同時に実施することできません。

△：技術シーズが異なれば実施可

※ それぞれの技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で2件同時に実施することはできません。

×：同時に実施不可

※ どちらのファンドにも採択されていない場合、両方に申請することが可能ですが。ただし、一方のファンドの採択が決定した段階で、当該ファンドを実施するか、他ファンドの審査結果を待つために当該ファンドを辞退するか選択していただきます。

※ どちらかのファンドの研究代表者を務めている場合（最終年度である場合を除く）は応募できません。

※ 基金事業のプログラム間で切れ目ない支援を実施する観点から、スタートアップ・エコシステム

共創プログラム（本プログラム）で研究開発を実施している研究代表者が、早期に大規模な展開を求める場合、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムに同一の技術シーズで申請を行うことを認めます。ただし、両プログラムの重複実施は認められないため、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムに採択された場合、本プログラムの研究開発は当該プログラムの研究開発開始日までに中止とします。

- : 同時に申請不可（同一ファンドへの複数申請は不可）

## 2.5. 研究開発課題における共同研究

HSFC 内の主幹機関・共同機関の間では、研究代表者とは別に「主たる共同研究者」を設定することで予算の配分が可能になります。実施に当たり共同研究の成果として創出される知的財産の取扱いについては、SU 創業時の障害とならないよう、関係者間で事前に十分な調整を行ってください。

## 2.6. 個人情報等の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律および関連法令を遵守するとともに、本公募の目的の達成に必要とされる範囲内でのみ利用します。申請書は、本公募の評価・選考に関する資料として使用され、HSFC 内で共有されます。申請内容に関する秘密は厳守します。JST とは業務を行ううえで必要となる情報が共有されます。特許出願前の情報など、機密事項の記載は十分留意してください。

## 2.7. ダイバーシティ

本プログラムでは「ダイバーシティ（多様性）」を推進しております。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、協働してこそ新しい世界を開くことができます。現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置付けられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であるため、本公募では科学技術イノベーションを支える多様な人材として、女性研究者の積極的な応募を期待しています。

## 2.8. 応募方法・選考

### 2.8.1. 提出書類（申請書様式）

| 様式     | 様式名          | ファイル形式     |
|--------|--------------|------------|
| 様式 0   | エントリーシート     | Word       |
| 様式 1-1 | 研究開発課題の概要    | Word       |
| 様式 1-2 | 別紙_参加者リスト    | Excel      |
| 様式 2   | 研究開発費（資金計画書） | Excel      |
| 様式 3   | プレゼン資料       | PowerPoint |
| 別紙     | 確認書 ※1       | Word       |

※1 学生（修士・博士課程）が研究代表者となる場合のみ提出必須

## 2.8.2. 申請書類作成時の注意事項

研究代表者をはじめ、研究開発課題に参画するすべての関係者（起業支援人材およびステップ2では事業化推進機関、経営者候補人材など）の協力のもと、申請書等を作成してください。

課題予算案の作成にあたっては、以下の【補助対象経費】の予算費目別に掲げている主な使途を遵守し、研究開発課題を推進するために必要な経費か、資金使途は問題ないか、研究代表者が所属する大学等やJSTの経費執行にかかる規程、ルール等に準拠しているかを入念にご確認のうえ、作成するようにしてください。また、採択された研究開発課題は、プログラム実施期間が年度をまたぐことになりますので、下記の要領で作成してください。

【補助対象経費】直接研究に必要な経費で次に掲げるもの

| 予算費目    | 主な使途   |
|---------|--|
| ①物品費    | 研究用設備・備品・試作品、ソフトウエア（既製品）、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品等の購入費用。<br>※既存の状況を勘案し、必要性・妥当性を十分に検討したうえで、必要不可欠なもののみを調達してください。   |
| ②旅費     | 研究代表者および申込書記載の研究参加者等に係る旅費、外部専門家など招へい者に係る旅費。<br>※各所属機関の旅費規程に準拠します。  |
| ③人件費・謝金 | 本研究開発課題のために雇用する研究者等（研究代表者を除く）の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費。<br>※雇用契約にかかる諸条件は各所属機関の規程に準拠します。<br>※研究代表者、および大学等において運営費交付金や私学助成金等により、国から人件費を措置されている者の人件費は対象外です。<br>※他機関所属の者であっても同一チームの研究参加者として参画している場合は謝金対象とはできません。 |
| ④その他    | 上記の他、研究開発を実施するための経費。運搬費、リース費、外注費、ソフトウェアライセンス使用料等。<br>※特許関連経費についてはP17「3.7.2.特許関連経費について」をご覧ください。   |

## 2.8.3. 様式2「研究開発費（資金計画書）」の記載について

- 表1（P8）・表2（P9）の直接経費上限額には間接経費は含まれていません。様式2のExcelファイルでは「〇年度目予算」シートに直接経費を入力すると自動的に「表紙」シートに間接経費（30%）が計上されます。
- 様式2のExcelファイル「〇年度目予算」シートに実施年度（4月～12月、1月～3月）ごとに記入してください。例）実施期間（10月～翌年9月）の場合は、「10月から3月」で1シート、「4月から9月まで」で1シート、計2つのシートへの記載が必要です。

## 2.9. 達成目標とマイルストン設定について

本公募の研究開発計画書（様式1-1）において、課題終了時の達成目標を定め、そのための事業化及び研究開発マイルストンを設定いただきます。「達成目標」と「マイルストン」の設定にあたっては、

1.3.1 の「図 1：各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例」を参照してください。「達成目標」及び「マイルストン」の妥当性は評価における重要な項目の一つとなります。

## 2.10. 応募の手続きおよび提出方法

### 2.10.1. 申請前

#### (1) エントリーシートの提出

エントリーシート（様式 0）を作成のうえ、提出期限（2025 年 5 月 29 日（木）正午【厳守】）までに、下記のメールアドレスに件名「GAP ファンドエントリー」として提出していただきます。

【 提出先となるメールアドレス : start-gap@noastec.jp 】

#### (2) e-learning プログラム等の受講

申請前にオンライン教材の e-learning プログラムや動画教材等を視聴していただきます。スタートアップや事業化についての基礎的な内容となっておりますので、申請書の作成に役立ててください。詳細はエントリーシート提出者に別途ご案内いたします。

#### (3) 個別面談の実施

エントリーシートを提出いただいた申請予定者に向けて、スタートアップの専門家による申請書類の作成ポイントや書き方などについて相談に応じる個別面談を実施します。スタートアップや事業化の考え方、マイルストン設定などアカデミアとは異なる感覚が求められる申請書となっておりますので、受講を強くお勧めいたします。

### 2.10.2. 応募の手続きおよび提出方法

「2.8.1. 提出書類（申請書様式）」に記載のある様式を作成のうえ、提出期限（2025 年 7 月 10 日（木）正午【厳守】）までに、ノーステック財団の補助金申請システムにて提出していただきます。

郵送・持参・FAX・メールなど指定方法以外による書類の提出は受け付けません。

※ 提出方法などの詳細については、エントリーシートの研究代表者にご案内いたします。2025 年 6 月 2 日（月）までにノーステック財団からの連絡がなかった場合は、お手数ですが「4. 本申請に係る問合せ先」に記載のある連絡先までご連絡願います。

## 2.11. 研究開発課題の審査・選考方法

### 2.11.1. 評価の観点

ノーステック財団が組織する審査委員会において、ステップ別に以下の評価の観点について、外部審査委員による一次審査（書面審査）および二次審査（ヒアリング審査）を実施し、HSFC プラットフォーム推進会議において、採択課題を決定します。

#### 【 ステップ 1 （応用研究）】

| 審査項目         | 審査の観点   |
|--------------|---|
| 基礎となる研究成果の蓄積 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 基礎となる研究成果の蓄積が十分であるか</li><li>● 科研費等の外部資金の獲得実績が十分であるか</li></ul>       |
| 事業化の可能性      | <ul style="list-style-type: none"><li>● 事業化に向けた用途仮説が立てられているか</li><li>● 用途仮説に基づく性能検証を行うための検証項目は適切か</li></ul> |

| 審査項目           | 審査の観点  |
|----------------|--|
| シーズ・知財状況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究開発に独創性・新規性が認められるか</li> <li>● 事業終了時に原則基本特許の取得が見込めるか</li> </ul>                 |
| 課題の推進体制・規模の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究開発の体制やスケジュールは適切であるか</li> <li>● 研究開発費の規模、使途は適性であるか</li> </ul>                  |
| 総合評価（U型）       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会・経済に対して大きなインパクトをもたらす可能性があるか</li> <li>● 国際市場において大きな成長が期待できるか など</li> </ul>     |
| 総合評価（Z型）       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会・経済に対して大きなインパクトをもたらす可能性があるか</li> <li>● 地域課題の解決などにつながる可能性が期待できるか など</li> </ul> |

### 2.11.2. 二次審査（ヒアリング審査）

一次審査通過者には、原則、二次審査（ヒアリング審査）に参加していただき、審査委員に対して申請内容をパワーポイントのプレゼン資料により説明していただきます。審査委員は本プレゼンと書面審査評価を参考に審査いたします。二次審査（ヒアリング審査）の詳細については、一次審査通過者に別途お知らせいたします。

### 2.11.3. 最終審査（参画機関による意思決定）

採択する研究開発課題については、参画機関によって構成するHSFCプラットフォーム推進会議において、一次審査・二次審査の結果を踏まえて、最終選考を行います。

### 2.11.4. 採択の決定・通知

採択する研究開発課題の決定後、所属機関と研究代表者に対し選考の結果を通知いたします。

### 2.11.5. 募集期間・選考スケジュール

募集・選考スケジュールは以下のとおりです。

|                                      |                            |
|--------------------------------------|----------------------------|
| エントリーシートの提出期間<br>※e-learningプログラムの受講 | 2025年4月1日（火）～5月29日（木）正午    |
| 公募説明会                                | 2025年4月11日（金）17:30～        |
| 公募開始                                 | 2025年6月2日（月）               |
| 個別面談期間（希望者のみ）                        | 2025年6月中旬～7月上旬（申請書等提出期日まで） |
| 申請書等提出期日                             | 2025年7月10日（木）正午【厳守】        |
| 審査会（ヒアリング審査、講評）                      | 2025年8月中旬                  |
| 最終審査（HSFC-PF推進会議）                    | 2025年8月中下旬                 |
| 採択結果（内定）の通知                          | 2025年8月中下旬                 |
| プログラムの開始                             | 2025年10月 予定                |

※ 上記の一次審査以降の日程は予定であり、今後変更される場合があります。

※ 二次審査（ヒアリング審査）の日程は、一次審査（書面審査）を通過した申請者に対し、日時が確定次第、事務局（ノーステック財団）よりご連絡いたします。

### **3. 採択後の研究開発課題の推進などについて**

#### **3.1. 研究計画書等の作成**

本プログラムに採択された研究開発課題については、プログラム開始前に所定の研究計画書等を作成し、JST に提出する必要があります（詳細は採択決定後にご連絡します）。なお、JST へ提出した研究計画書等の内容によっては、JST により採択が取り消される可能性があります。

採択となった研究開発課題については、JST や HSFC のホームページにて情報公開される場合がありますので、知的財産等の公にすることで不都合のある情報の記載にはご自身の責任において十分注意してください。

#### **3.2. 研究開発課題の推進**

本プログラムに採択後、研究代表者、起業支援人材（学内教員など）等は、それぞれの役割を認識し、設定したマイルストンの達成に向け、研究開発課題を推進してください。

##### **3.2.1. 研究代表者の主な役割**

研究代表者は研究開発に責任を有します。本プログラムを通じて、事業の核となるシーズについて、事業化に向けた研究開発を進めます。

#### **3.3. HSFC による伴走支援の実施**

本プログラムの実施にあたっては、起業支援人材（学内教員など）、事業化推進機関、学内の知財担当部門、技術移転機関、VC・アクセラレーター等の協力機関による伴走型支援を実施します。また、起業に向けた各種セミナー・ワークショップなどを開催しますので、積極的に参加いただく必要があります。

具体的には、顧客課題の把握、初期顧客の獲得、顧客課題解決のための最低限の機能を備えたプロトタイプの作成、その基盤となる知財の確保などの支援を行い、実施期間中に顧客課題仮説および解決策仮説を検証・再構築することを目指します。また、共同創業者探索、各種相談会参加や海外展開に資する機会の提供（公的機関による支援プログラム等）やセミナー、メンタリングを実施し、起業に向けた知見獲得を支援します。

#### **3.4. マイルストン評価**

採択された研究開発課題については、設定したマイルストン達成に向け、研究開発面、事業化面とともに研究計画書に記載したとおり進捗したかについて、審査委員による中間評価（5月頃）を受けていただきます。

#### **3.5. 成果報告会等**

採択された研究開発課題については、事業修了後などに、研究開発課題の事業化に向けたビジネスモデルや研究開発成果を発表する機会として成果報告会や Demo Day の開催を予定しています。原則、本プログラムに採択された研究開発課題の研究代表者は全員ご参加いただくこととなります。

#### **3.6. 起業の報告**

本プログラムの実施期間中または実施後に起業した場合は、JSTへの報告が必要となります。起業する前に必ず起業支援人材に相談し、起業支援人材を通してHSFCの事務局までご連絡ください。

### 3.7. 研究開発費の執行

本プログラムに採択された研究開発課題の研究開発費（GAP ファンド）は、JSTより配分されますので、JSTが定める経費執行ルールや、研究代表者が所属する大学の経費執行ルールを順守し、公正かつ効率的な使用に努めてください。

※ JSTでは、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本プログラム特有のルール・ガイドラインを設けています。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/daigakuhatsu/2024/daigakuhatsua.html>

#### 3.7.1. 研究開発費として認められる資金使途

研究開発費は研究開発の実施に直接的に必要な経費（研究代表者が研究成果の事業化に向けて、事業化マイルストン及び研究開発マイルストンを設定のうえ、これらマイルストンの達成に向けて研究成果と事業化の間のギャップを埋めるために必要な活動（例：ユーザー及び用途の設定、試作品開発、ビジネスモデルのブラッシュアップ、仮説検証のためのデータ取得、潜在顧客へのヒアリング、技術実証の実施、市場・規制・競合技術の調査等）に使用する費用）に対してのみ、支出することができます。

#### 3.7.2. 特許関連経費について

本プログラムでは大学等発 SU 創出力の強化に取り組むことを目的としており、特に国際的に活躍するスタートアップを創出するためには、海外を含めた特許権取得は非常に重要となります。

ステップ 1 採択者には、本プログラムの研究開発費とは別に出願費用等（国内出願のみ）に支出可能な経費が最大 90 万円割り当てられます。

## 4. 本申請に係る問合せ先

### 【HSFC-GAP ファンドに関する問合せ先】

ノーステック財団（公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター）

産学連携支援部 GAP ファンド担当

E-mail : [start-gap@noastec.jp](mailto:start-gap@noastec.jp) TEL : 011-708-6536

### 【HSFC 全般や共同機関などに関する問合せ先】

HSFC 事務局（北海道大学 産学・地域協働推進機構 スタートアップ創出本部）

E-mail : [hsfc-jimu@mcip.hokudai.ac.jp](mailto:hsfc-jimu@mcip.hokudai.ac.jp) TEL : 011-706-9556